

1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務が 健康管理手帳交付対象業務になりました

健康管理手帳

安衛則第53条(安衛法第67条)

制度概要

1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に従事していた方に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付します。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

対象業務

1,2-ジクロロプロパン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を取り扱う業務(厚生労働省令()で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る)

厚生労働省令で定める場所とは、屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所

交付要件

上記対象業務に3年以上従事する経験を有すること

対象者

上記対象業務に従事していた方()

上記対象業務を行っていたが、その後、転職又は退職し、現在は上記対象業務から離れている方が含まれます。

施行日

平成25年10月1日